

令和7年度 B型肝炎ワクチン接種補助要綱

第1 趣旨

組合は、被保険者の疾病予防を図るため、この要綱によってB型肝炎ワクチン接種を実施する。

第2 対象者

実施日に当組合の資格がある被保険者を対象とする。

第3 実施期間

B型肝炎ワクチン接種は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する。

第4 B型肝炎ワクチン接種の助成金額

組合は、B型肝炎ワクチン接種の費用を3,000円を限度に年度内1回まで助成する。

また、実費額が組合の定める限度額を下回る場合は、その実費額を助成する。

第5 補助金の申請方法と提出期限

事業主または委託医療機関は、必要書類を整理し、原則としてワクチン接種後14日以内に組合へ提出する。費用振込銀行欄は法人取扱の口座を記入する。また、令和7年度中に実施したワクチン接種の補助金申請は令和8年4月6日を最終提出期限とする。

必要書類

- ① B型肝炎ワクチン接種補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 領収書等(写)※全額立て替え払いの場合のみ
- ③ B型肝炎ワクチン接種実施者リスト

第 6 助成金の交付

組合は、第 5 により提出された書類の内容を審査し、ワクチン接種の助成金を事業主または委託医療機関に交付し通知（様式第 2 号）する。

第 7 その他

- 1 事業主等は、この要綱を被保険者に周知するとともに、交付された助成金の収支がわかる書類等を整備しておく。
- 2 組合は、必要があると認めるときは、事業主等に対して報告を求め、また調査することができる。